

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年10月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、毎月納付書により金融機関の支店窓口で納付しており、平成6年12月に被保険者資格の喪失手続をした記憶が無い。
また、領収書は持っていないが、申立期間当時の家計簿を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった家計簿を見ると、「平成7年1月30日、納税国民年金 22200」との記載があり、これは当時の国民年金保険料額の二人分の月額保険料と一致するものの、社会保険庁の記録上、申立期間当時、申立人と同居していた妻及び長女の保険料が同日に納付されていることが確認できることから、上記記載が申立人の申立期間に係る保険料を示すものとは判断し難い。

また、申立人が所持する年金証書から、申立人は平成6年11月14日に特例により年金受給権を取得し、同年12月から年金が支給されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、平成6年12月19日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、社会保険庁の記録と一致していることから、申立人の被保険者資格の喪失に係る事務処理に特段の不自然さは見られない。

さらに、国民年金法の規定によると、申立人が老齢基礎年金を満額受給するための加入可能年数は34年となり、平成7年3月まで加入することによ

り満額の老齢基礎年金を受給できることとなるため、申立期間のうち同年4月以降は、制度上、国民年金に加入できない期間である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻から聴取しても、保険料の納付に関与しておらず、申立てを確認できる供述は得られなかった。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関の出金記録を見ても、保険料の納付日当日又は前日に出金の記録が確認できるものの、申立期間に係る保険料であることを特定することができず、申立てを裏付ける事実は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 47 年 9 月 24 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に株式会社Aで正社員として勤務した。給与明細書等の資料は無いが、給与から厚生年金保険料が差し引かれていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aにおいて、申立期間当時、役員であった者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和 59 年 5 月 24 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間当時は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚については、個人を特定することができず、申立期間に係る厚生年金保険の加入の有無を確認することができない上、当該事業所の元役員二人については、申立期間当時いずれも当該事業所とは別の事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月から厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人に対し、当該事業所における厚生年金保険の加入時期等につい

て照会したところ、「当時の社員は、申立事業所が商号変更した後の昭和 59 年 5 月 24 日に厚生年金保険に加入した。それ以前については、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としており、申立人が申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、B 市が保管する国民年金の加入記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 11 月まで
② 昭和 45 年 6 月から 47 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は昭和 40 年 6 月から半年ぐらいは、A 株式会社、45 年 6 月から 47 年 8 月ごろまでは B 株式会社勤務していた。証拠となるものは持っていないが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとする A 株式会社は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 23 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間①当時、同保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の勤務状況に関する記憶と申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の同事業所に関する記憶が合致していることから、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、上記被保険者名簿上、申立期間①当時、当該事業所で厚生年金保険

の被保険者であったことが確認できる者 10 人に、申立人の勤務実態等について照会し、7人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務していたかどうかは分からない。」としており、申立人の勤務期間を特定できる供述、申立人の雇用形態に係る供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、同被保険者名簿上、申立期間①及びその前後の期間に申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB株式会社は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間②当時は同保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所であるC株式会社に対し、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、同事業所では「申立期間②当時の関係資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿上、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 11 人に、申立人の勤務実態等について照会し、3人から回答を得たが、そのうち二人は「申立人が勤務していたかどうかは分からない。」としており、申立人の勤務期間を特定できる供述、申立人の雇用形態に係る供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿上、申立期間②及びその前後の期間に申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、各事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、各申立期間中、申立人が雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。